

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例
(平成19年12月21日京都市条例第40号)(建設局土木管理部放置車両対策課)

次のとおり京都市西大路御池駅自転車等駐車場及び京都市太秦天神川駅自転車等駐車場の駐車料金(以下「料金」といいます。)の徴収に関し必要な事項を定めることとしました。

- 1 回数券又は定期駐車券による場合を除き、料金は、次に掲げる額の範囲内において市長が定めます。

区分	単位	料金
自転車	1日1回	150 ^円
原動機付自転車		250

備考 「1日」とは、市長が定める入退場時間(自転車又は原動機付自転車を駐車場に入場させ、又は駐車場から退場させることができる時間をいいます。)をいいます。

- 2 回数券を発行する場合の料金は、当該回数券の券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて市長が定めます。
- 3 定期駐車券による場合の料金は、次に掲げる額の範囲内において市長が定めます。

- (1) 自転車 2,700円
- (2) 原動機付自転車 5,500円

この条例中京都市西大路御池駅自転車等駐車場に関する部分は平成20年1月16日から、京都市太秦天神川駅自転車等駐車場に関する部分は市規則で定める日から施行することとしました。

なお、定期駐車券の発行等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月21日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第40号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市国際会館駅自転車等駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市西大路御池駅自転車等駐車場	京都市中京区西ノ京下合町38番地の4
------------------	--------------------

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区	分	単 位	料 金
自	転 車	1日1回	150 ^円
原動機付 自転車	京都市出町 駐車場	昼間	30分までごとに70円。ただし、30分までごとに70円を加えた額が560円を超えるときは、560円
		夜間	700
	京都市国際会館駅 自転車等駐車場、京 都市西大路御池駅		

自転車等駐車場，京都市山科駅自転車等駐車場，京都市御陵駅北自転車等駐車場，京都市小野駅自転車等駐車場及び京都市桂駅南自転車等駐車場	1日1回	250
---	------	-----

第2条 京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市小野駅自転車等駐車場の項の次に次の1項を加える。

京都市太秦天神川駅自転車等駐車場	京都市右京区太秦下刑部町9番地の2
------------------	-------------------

別表第2原動機付自転車の項中「京都市小野駅自転車等駐車場」の右に「京都市太秦天神川駅自転車等駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成20年1月16日から，第2条の規定は市規則で定める日から，次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 定期駐車券の発行その他京都市西大路御池駅自転車等駐車場及び京都市太秦天神川駅自転車等駐車場の駐車料金を徴収するために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局土木管理部放置車両対策課)